

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(以下「個別労働紛争」という)が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあつせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 規定の概要

(1) 紛争の自主的解決(第2条)

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等(第3条)

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止および自主的解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言および指導(第4条)

都道府県労働局長は、個別労働紛争(労働関係調整法に規定する労働争議に当たる紛争等を除く)に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあつせん(第5・6・12・13条)

イ 都道府県労働局長は、前条に規定する個別労働関係紛争について、当事者の双方または一方からあつせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあつせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あつせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

(5) 地方公共団体の施策等(第20条)

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あつせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言または指導をすることができるものとする。